解散公告（第三回）

当社は、平成十四年十二月三日商法第四〇六条ノ三第一項により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月一日

東京都渋谷区道玄坂二丁目二五番八号
セゾンゴルフ倶楽部株式会社
代表清算人　松岡　直樹
連絡先　大阪市中央区北浜二丁目三番九号
入商八木ビル一〇階大阪シティ法律事務所

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十月十七日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月一日

大阪府泉大津市なぎさ町六番一号
社団法人大阪府タグ事業協会
代表清算人　池野　誓男

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十五年十月九日門真市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月一日

大阪府門真市中町一番一号
門真市小路中第1土地区画整理組合
代表清算人　中野　寛

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十月一日存続期間の満了により解散しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月一日

和歌山県田辺市元町二二九一番六
財団法人紀南環境整備公社
代表清算人　真砂　充敏

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年九月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十一月一日

広島県庄原市東城町粟田一四四六番地の二
財団法人田森会
代表清算人　田原　武之

第七期決算公告

平成二十五年七月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・千円

資産の部

流動資産	九八九、八七二
固定資産	四三、三三八
資産合計	一、〇三三、二一〇

負債及び純資産の部

流動負債	二一六、一四五
（賞与引当金）	（三、五七九）
（返品調整引当金）	（九、四三六）
固定負債	二四九
退職給付引当金	二四九
株主資本	八一六、八一六
資本金	七一、一〇〇
資本剰余金	六〇、八〇〇
資本準備金	六〇、八〇〇
利益剰余金	六八四、九一六
その他利益剰余金	六八四、九一六
（うち当期純利益）	（八六、四六五）
負債及び純資産合計	一、〇三三、二一〇

平成二十五年十一月一日

広島県広島市中区中町八番一八号
エス株式会社
代表取締役　児玉　昇司

公益信託京都ライオンズクラブ地域社会奉仕活動助成基金第二十九期決算公告

一、事業概要

主として京都市内における地域奉仕活動助成

二、財産目録

助成金	五件　四〇万円
資産合計	五〇、二七七、二〇四円
負債合計	〇円
正味信託財産	五〇、二七七、二〇四円

平成二十五年十一月一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
公益信託京都ライオンズクラブ地域社会
奉仕活動助成基金
受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託松山道後ライオンズクラブ生涯学習文化振興基金第二十五期決算公告

一、事業概要

松山市民が参加する生涯学習活動助成

助成金	二件　三〇万円
資産合計	一八、一四五、二一四円
負債合計	〇円
正味信託財産	一八、一四五、二一四円

平成二十五年六月三十日現在

二、財産目録

平成二十五年十一月一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
公益信託松山道後ライオンズクラブ生涯
学習文化振興基金
受託者　三井住友信託銀行株式会社

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県紫波郡紫波町犬吠森字間木沢二三番地二五、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　工藤　朱美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月一日

岩手県盛岡市中央通一丁目一二番七号仁王
惣門ビル五階B号室
相続財産管理人　弁護士　太田　秀栄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県野田市清水四五八番地の一二、最後の住所千葉県野田市木間ケ瀬二四六〇番地二一
被相続人　亡　髙橋　敏夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月一日

事務所千葉県松戸市松戸一一七六―四
ディー・オー・ディー松戸駅前ビル三階
吉成総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　板倉　崇之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県笛吹市春日居町桑戸二二七、最後の住所山梨県山梨市上之割二二九番地の六
被相続人　亡　田中阿佐子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月一日

山梨県甲府市中央一丁目七番一〇号内外ビル二階　小野法律事務所
相続財産管理人　弁護士　小野　正毅

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県多治見市弁天町一丁目一六番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　市原　祥光

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月一日

事務所岐阜県多治見市宮前町二丁目四六番地　石垣法律事務所
相続財産管理人　弁護士　小川　賢二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県愛知郡長久手町大字岩作字向田七五番地、最後の住所岩手県一関市新大町七七番地
被相続人　亡　浅井　透

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月一日

名古屋市中区丸の内三―一七―六ナカトウ丸の内ビル八G成田・長谷川法律事務所
相続財産管理人　弁護士　成田　真

第12期決算公告　平成25年11月1日

東京都中央区日本橋蛎殻町二丁目10番11号
レイオンコンサルティング株式会社
代表取締役社長　橋口　昌弘

貸借対照表の要旨（平成25年5月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	456,906
	固定資産	48,191
	合計	505,098
負債及び純資産の部	流動負債	253,170
	固定負債	86,299
	負債合計	165,628
	資本金	115,000
	資本剰余金	56,049
	資本準備金	56,049
	利益剰余金	△5,420
	その他利益剰余金	△5,420
	（当期純利益）	(5,518)
	合計	505,098